

子どもに対する法的評価

後藤 弘子

(千葉大学大学院専門法務研究科)

1 年齢による基準

事柄によって、成人と同様な意思主体としてみなされる年齢が異なる

0歳	臓器不提供意思表示可能
12歳	少年院入院可能年齢(おおむね、少年院法2条2項)
13歳	性交同意年齢(刑法177条)
14歳	刑事責任年齢(刑法41条)＝刑事処分可能(少年法20条1項) 損害賠償責任年齢(おおむね、判例法)
15歳	義務教育の終了(教育基本法4条1項等) 遺言能力(民法961条) 養子縁組の同意能力(民法797条) 労働最低年齢(労働基準法56条1項) 臓器提供意思表示可能
16歳	婚姻(民法731条、女性、親の承諾必要) 二輪免許(道路交通法88条)
17歳	児童ポルノ・買春禁止法の対象年齢上限 児童福祉法の対象年齢上限 子どもの権利条約の対象年齢上限 都道府県の青少年育成条例対象年齢上限
18歳	婚姻(民法731条、男性、親の承諾必要) 普通自動車免許(道路交通法88条) 死刑適用可能年齢(少年法51条1項)
19歳	少年法適用年齢上限(少年法2条1項)
20歳	成人年齢(民法3条、少年法2条1項) 選挙権(憲法15条3項、公職選挙法9条1項)
25歳	被選挙権(衆議院、地方公共団体議員、市町村長)
30歳	被選挙権(参議院、知事) 公職選挙法10

2 子どもの権利条約における子ども観

子どもを権利の主体として考える→意見表明権

- 12条1項 締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもが自分に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、子どもの

意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、子どもは、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。 (条文は政府訳を元に一部を修正した)

この条文は子どもを権利主体と考える以上は、自らに関連する事柄について、

- 1) 情報提供
- 2) 意見の表明
- 3) 責任の回避

が行われることが必要だとしたもの。

アセントもこの考え方を前提としている

3 子どもの意思の表明場面

- 1) 医療
- 2) 離婚における親権・面会交流

子どもの意思を子どもに責任を負わせること (決定にストレートに反映させる)
ことを目的として聞いてはならない

宗教的輸血拒否に関するガイドライン

宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告

1. 輸血実施に関する基本方針

輸血治療が必要となる可能性がある患者について、18歳以上、15歳以上18歳未満、15歳未満の場合に分けて、医療に関する判断能力と親権者の態度に応じた対応を整理した（図1参照）。年齢区切りについては、18歳は、児童福祉法第4条の「児童」の定義、15歳は、民法第797条の代諾養子、民法第961条の遺言能力、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針による臓器提供意思を斟酌して定めた。

1) 当事者が18歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合（なお、医療に関する判断能力は主治医を含めた複数の医師によって評価する）

(1) 医療側が無輸血治療を最後まで貫く場合

当事者は、医療側に本人署名の「免責証明書」（注1）を提出する。

(2) 医療側は無輸血治療が難しいと判断した場合

医療側は、当事者に早めに転院を勧告する。

2) 当事者が18歳未満、または医療に関する判断能力がないと判断される場合

(1) 当事者が15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

① 親権者は輸血を拒否するが、当事者が輸血を希望する場合

当事者は輸血同意書を提出する。

② 親権者は輸血を希望するが、当事者が輸血を拒否する場合

医療側は、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には輸血を行う。親権者から輸血同意書を提出してもらう。

③ 親権者と当事者の両者が輸血拒否する場合

18歳以上に準ずる。

(2) 親権者が拒否するが、当事者が15歳未満、または医療に関する判断能力がない場合

① 親権者の双方が拒否する場合

医療側は、親権者の理解を得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば、輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。

② 親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合

親権者の双方の同意を得るよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

2. 輸血同意書・免責証明書のフローチャート

当事者と親権者が輸血同意、拒否の場合に医療側が行うべき手順のフローチャートを図1に示す。

また、輸血拒否と免責に関する証明書の例を（様式1）に示す。

3. 輸血療法とインフォームド・コンセント

厚生労働省は平成17年9月、「輸血療法の実施に関する指針」（改定版）及び「血液製剤の使用指針」（改定版）を通知し（平成17年9月6日付、薬食発第0906002号、医薬食品局長通知）、その中で医療関係者の責務として次のような内容を盛り込んだ。血液製剤の有効性及び安全性その他当該製品の適正な使用のために必要な事項について、患者またはその家族に対し、適切かつ十分な説明を行い、その了解（インフォームド・コンセント）を得るように努めなければならないことを記し、さらに輸血による危険性と治療効果との比較考量に際し、輸血療法には一定のリスクを伴うことから、リスクを上回る効果が期待されるかどうかを十分に衡量し、適応を決めることとした。輸血量は効果が得られる最小限にとどめ、過剰な投与は避ける。また、他の薬剤の投与によって治療が可能な場合には、輸血は極力避けて臨床症状の改善を図ることを明記している。さらに、説明と同意（インフォームド・コンセント）のところには、患者および/またはその家族が理解できる言葉で、輸血療法にかかわる以下の項目、すなわち

- (1) 輸血療法の必要性
- (2) 使用する血液製剤の種類と使用量
- (3) 輸血に伴うリスク
- (4) 副作用・感染症救済制度と給付の条件
- (5) 自己血輸血の選択肢
- (6) 感染症検査と検体保管
- (7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
- (8) その他、輸血療法の注意点

を十分説明し、同意を得た上で同意書を作成し、一部は患者に渡し、一部は診療録に添付しておく（電子カルテにおいては適切に記録を保管する）。輸血の同意が得られない場合、基本的に輸血をしてはならない。

4. 医療側がなすべき課題

ガイドラインでは、今までの裁判例を踏まえて、輸血を含む治療を行わなければ生命の危険がある場合など特殊な状況では、親の同意が得られなくても、輸血を可能とする道を示した。ガイドラインの運用にあたっては、各医療施設は本ガイドラインの趣旨を尊重しつつ、十分に討議を行い、倫理委員会などで承認を得た上で、その施設に見合う形で運用することも可能である。さらに、患者の医療に関する判断能力の有無を判定する、主治医を含めた複数の医師による委員会などの整備、具体的な手順などについてコンセンサスを得て定めておくことが望まれる。

（3）こども（18歳未満）への対応

患者が18歳未満のこどもの場合であっても、緊急時は、前述「5（1）緊急時の対応」に沿って対応する。本項では、こどもの特性に応じて、特段の配慮が必要と思われる事項について述べる。

ア 意思の尊重と心理的・社会的ケア（患者が18歳未満の場合）

- 「都立病院の子ども患者権利章典」（平成19年6月）では、未成年者であっても、「医療行為について理解し、判断することができる発達段階に達している患者の意思は、原則として尊重されるべきであるが、患者が表明した意思が家族の意思と異なる場合は、家族の親権にも配慮しつつ、患者の意思との調整を図っていくことが必要である。」とされている。
- また、学会策定ガイドラインでは、「特に親権者の養育下にある年齢の子どもにとっては、自らが輸血治療を選択したことや、自らの意思に反して輸血治療がなされたことによって、今後の信仰上、あるいは家族関係において、何らかの心理的影響を残しうる可能性を考慮しなければならない。」としている。
- 以上のことから、未成年者であっても、患者本人の意思を尊重するとともに、十分な情報提供・対話の機会を与える必要がある。インフォームド・アセント※を重視し、患者の年齢・個人差・発達段階に応じた分かりやすい表現を用いて説明することで、理解と納得を促していく。また、最終的に輸血を行った場合には、患者に対する十分な心理的・社会的ケアを行うことが望まれる。

※ インフォームド・アセント

未成年者が与える積極的な合意（米国小児科学会の定義）

医療従事者がこどもに理解できるよう説明し、その内容についてこどもの納得を得ることを指す。

イ 親権者の職務執行停止・職務代行者選任による輸血（患者が15歳未満の場合）

- 近年、親が自己の宗教的信条によりこどもの輸血を拒否し、こどもの生命に危険が生じる緊急性の高い事例について、児童相談所長からの親権喪失宣告申立を本案とする、親権者の職務執行停止・職務代行者選任の申立を認容する審判前の仮処分が、各地の家庭裁判所から出されている。

- しかしながら、児童相談所長からの親権喪失申立を本案とする親権者の職務執行停止・職務代行者選任による輸血は、親子関係に与える影響を考えると、あくまでも緊急上やむを得ない場合に限られるものである。本手段による輸血以外に方法がない場合は、医師は医療ソーシャルワーカーと相談の上、児童相談所に予め連絡し、連携を密に図って対応に当たるものとする。
- この場合にも治療が終われば、親子関係に配慮し、事例ごとに患者、両親、医療従事者等の関係者で十分に協議を行う必要がある。また、地域社会での心理的・社会的援助に繋げるためにも、児童相談所や他の相談機関等との連携は、日頃から密に図っておく。

《 参 考 》

法務省が設置した「児童虐待防止のための親権制度研究会」が平成22年1月にまとめた報告書では、児童虐待の問題に対応するために民法の親権に係る制度の見直しについて、親権を一時的・部分的に制限する制度の検討がされている。この報告書を受けて、民法が改正される場合は、改正内容を踏まえた対応を行うこととなる。